



島根県報

平成23年1月7日（金）

第2,254号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法に規定による指定医療機関の名称変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	4
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	4
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（ " ）	5
動物を飼養又は収容しようとする者が許可を要する区域	（薬 事 衛 生 課）	5
換地計画書の縦覧（2件）	（農 村 整 備 課）	6
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	7
建築物の屋根の構造を制限する区域の指定	（建 築 住 宅 課）	7

【公 告】

都市計画の変更案の縦覧	（都 市 計 画 課）	8
-------------	-------------	---

告 示**島根県告示第2号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年1月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
石見クリニック	益田市駅前町7-1	平成22年12月1日
佐和歯科医院	出雲市大津町字向薬師2098-9	平成22年12月1日
なるたき薬局	大田市大田町大田口1031-6	平成22年11月1日
フリーダム古志薬局 古志原店	松江市古志原3丁目5-41	平成22年10月4日
オール薬局 益田店	益田市あけぼの東町1-7	平成22年12月1日

島根県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年1月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
川上歯科医院	出雲市今市町1401	平成22年10月29日
佐和歯科医院	出雲市大津町2104	平成22年12月1日

島根県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年1月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
鹿島内科クリニック	かもめ内科クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷7番地1	平成22年10月28日

島根県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年1月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
佐和 泉美	出雲市大津町字向薬師2098-9	居宅療養管理指導	佐和歯科医院	出雲市大津町字向薬師2098-9	平成22年12月6日
佐和 泉美	出雲市大津町字向薬師2098-9	介護予防居宅療養管理指導	佐和歯科医院	出雲市大津町字向薬師2098-9	平成22年12月6日
社会福祉法人 壽光会	出雲市湖陵町差海318-1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 相生	出雲市今市町677-11	平成21年9月1日
社会福祉法人 湖北ふれあい	松江市岡本町字新宮1138番1	通所介護	デイサービスセンター Aspa	松江市国屋町498-6	平成22年12月6日
社会福祉法人 湖北ふれあい	松江市岡本町字新宮1138番1	介護予防通所介護	デイサービスセンター Aspa	松江市国屋町498-6	平成22年12月6日
株式会社 オレンジロード	松江市菅田町180 アイウォーク菅田ビル204	訪問介護	松江24時間介護センター	松江市菅田町180 アイウォーク菅田ビル204	平成22年9月1日
株式会社 オレンジロード	松江市菅田町180 アイウォーク菅田ビル204	介護予防訪問介護	松江24時間介護センター	松江市菅田町180 アイウォーク菅田ビル204	平成22年9月1日
株式会社 ハピネライフケア	鳥取県米子市錦町3-77	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護 ハピネのやわらぎ西川津	松江市西川津町1178-1	平成22年11月19日
株式会社 ハピネライフケア	鳥取県米子市錦町3-77	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護 ハピネのやわらぎ西川津	松江市西川津町1178-1	平成22年11月19日
医療法人 街道会	松江市雑賀町264番地3	認知症対応型通所介護	グループホーム あした葉	松江市雑賀町299	平成22年11月10日
株式会社 芳清	益田市駅前町35番6号	認知症対応型共同生活介護	すいせんの郷	益田市西平原町534-6	平成22年12月1日
株式会社 芳清	益田市駅前町35番6号	介護予防認知症対応型共同生活介護	すいせんの郷	益田市西平原町534-6	平成22年12月1日
有限会社 シー・エス・ピー	松江市山代町826-1	介護予防訪問介護	ヘルパーステーション ぬくもりの里	松江市西川津町533-1	平成22年9月23日
有限会社 シー・エス・ピー	松江市山代町826-1	訪問介護	ヘルパーステーション ぬくもりの里	松江市西川津町533-1	平成22年11月8日

島根県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指

定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年1月7日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
宮本 寛	出雲市下古志町713-1	居宅療養管理指導	在宅診療所いづも	出雲市下古志町713-1	平成22年10月1日
宮本 寛	出雲市下古志町713-1	介護予防居宅療養管理指導	在宅診療所いづも	出雲市下古志町713-1	平成22年10月1日
宮本 寛	出雲市下古志町713-1	訪問看護	在宅診療所いづも	出雲市下古志町713-1	平成22年10月1日
宮本 寛	出雲市下古志町713-1	介護予防訪問看護	在宅診療所いづも	出雲市下古志町713-1	平成22年10月1日
川上 強逸	出雲市今市町1401	居宅療養管理指導	川上歯科医院	出雲市今市町1401	平成22年10月29日
川上 強逸	出雲市今市町1401	介護予防居宅療養管理指導	川上歯科医院	出雲市今市町1401	平成22年10月29日

島根県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年1月7日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	訪問介護	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市宍道町昭和1	松江市宍道町上来待213-1	平成22年11月1日
		介護予防訪問介護	会 宍道介護センター			
		居宅介護支援				

島根県告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年1月7日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社しろがねの里	訪問介護	しろがねの里訪問介護事業所	大田市大田町大田口985番地4	平成23年1月1日
	介護予防訪問介護			
株式会社しろがねの里	通所介護	しろがねの里デイサー	大田市大田町大田口985番地	平成23年1月1日

	介護予防通所介護	ビスセンター	4、985番地6、985番地7	
株式会社 丸田	福祉用具貸与	ダスキンヘルスレント	出雲市長浜町659-39	平成23年1月5日
	介護予防福祉用具貸与	島根東ステーション		
株式会社 丸田	特定福祉用具販売	ダスキンヘルスレント	出雲市長浜町659-39	平成23年1月5日
	特定介護予防福祉用具販売	島根東ステーション		

島根県告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成23年1月7日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社しろがねの里	居宅介護支援	しろがねの里居宅介護支援事業所	大田市大田町大田口985-4	平成23年1月1日
株式会社みなとの丘	居宅介護支援	居宅介護支援事業所みなとプラン	出雲市小津町28番地1	平成23年1月5日

島根県告示第10号

化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定による動物を飼養又は収容しようとする者が許可を要する区域を次のとおり指定し、平成23年1月7日から施行する。

動物を飼養若しくは収容しようとする者が届出をする地域（昭和32年島根県告示第325号）は、廃止する。

平成23年1月7日

島根県知事 溝口 善兵衛

市町村	許可を要する区域
松江市	殿町、母衣町、米子町、南田町、東本町、末次本町、北田町、北堀町、石橋町、奥谷町、内中原町、外中原町、中原町、末次町、苧町、片原町、西茶町、東茶町、白瀉本町、八軒屋町、魚町、灘町、天神町、寺町、和多見町、御手船場町、伊勢宮町、朝日町、大正町、東朝日町、新雑賀町、津田町、本郷町、雑賀町、松尾町、幸町、栄町、新町、堅町、横浜町、美保関町美保関（美保小路、月名小路、中浦小路、泊小路及び西小路の区域に限る。）、宍道町宍道
浜田市	朝日町、牛市町、紺屋町、新町、天満町、蛭子町、清水町、原町、真光町、京町、栄町、高田町、錦町、片庭町、瀬戸見町、大辻町、元浜町、殿町、松原町、琵琶町、黒川町、浅井町、長沢町、高佐町、竹迫町
出雲市	今市町、平田町（中之島、新田、本田及び横撫の区域を除く。）、大社町杵築東、大社町杵築南
益田市	染羽町、本町、幸町、土井町、昭和町、三宅町、東町、多田町、有明町、水分町、常盤町、元町、駅前町、赤城町、栄町、中島町、中吉田町、中須町、下本郷町、乙吉町、あけぼの東町、あけぼの本町、あけぼの西町、高津町、高津一丁目、高津二丁目、高津四丁目、高津五丁目、高津六丁目、高津七丁目、高津八丁目、須子町、飯田町
大田市	大田町（加土、小池、城山、柳井及び大坪の区域を除く。）、久手町（字久手及び字仕明の区域に限

	る。)、温泉津町温泉津(字松山、字日祖及び沖泊の区域を除く。)、大森町
安来市	安来町、飯島町、宮内町、新十神町、南十神町、黒井田町、汐手が丘、切川町、西荒島町、荒島町、西赤江町、吉佐町、広瀬町広瀬、伯太町母里
江津市	江津町、嘉久志町、和木町、都野津町、有福温泉町
雲南市	大東町大東、大東町田中、大東町飯田、大東町下佐世(中筋の区域に限る。)、大東町須賀、大東町岡村(明賀谷の区域に限る。)、大東町養賀、加茂町加茂中、加茂町神原、加茂町大西(南大西の区域に限る。)、加茂町南加茂、加茂町東谷(東谷南の区域に限る。)、加茂町宇治、加茂町三代、木次町新市、木次町木次、木次町西日登、木次町下熊谷、木次町里方、木次町山方、三刀屋町三刀屋、三刀屋町下熊谷、三刀屋町中野、吉田町字町、掛合町掛合
東出雲町	錦新町、大字出雲郷、大字揖屋町、大字下意東、意宇南
奥出雲町	三成(上三成上、上三成中、上三成下、上本町、三成本町、湯の原、宮の町、朝日町、滝の上及び前布施の区域に限る。)、横田(六日市、大市及び角の区域に限る。)
川本町	大字川本(日の出町、上新町、中新町、下新町、元町、本町、天神町及び下谷の区域に限る。)
津和野町	後田(本町一、本町二、東一、東二、西一、西二、西三、北一、北二及び北三の区域に限る。)、森村(森一、森二、森三及び森四の区域に限る。)、鷺原(鷺原一、鷺原二上及び鷺原二下の区域に限る。)、日原(山根町、清水町、栄町、旭町上、旭町下、扇町、春日町、幸町及び金見町に限る。)、枕瀬(枕瀬東、枕瀬西、新地、営林署住宅、木ノ口上及び木ノ口下の区域に限る。)
吉賀町	六日市、七日市、柿木村柿木
隠岐の島町	東町(塩浜、金峰山、網干場、金峰山灘、中の津、船隠し及び姫島の区域を除く。)、中町(名田の一、名田の二、名田の三、名田の四、名田の五及び堤尻の区域を除く。)、西町(名田の一、名田の二、名田の三、名田の四、名田の五及び堤尻の区域を除く。)

島根県告示第11号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う大原地区宮内谷工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成23年1月7日

島根県知事 溝口善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成23年1月7日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第12号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う大原地区東上工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

きる。

平成23年1月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成23年1月7日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第13号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年1月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

安来市田頼町字津田平1383

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第14号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項の規定により、建築物の屋根の構造を制限する区域を次のとおり指定する。

平成23年1月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

安来市

松江圏都市計画市街化区域

ただし、当該区域のうち昭和27年島根県告示第221号、昭和46年島根県告示第107号、平成16年島根県告示第121号及び平成20年島根県告示第352号で指定した区域を除く。

関係図面は、島根県土木部建築住宅課、松江県土整備事務所及び安来市役所に備えて一般の縦覧に供する。

東出雲町

松江圏都市計画市街化区域

ただし、当該区域のうち昭和46年島根県告示第107号、平成16年島根県告示第121号及び平成20年島根県告示第352号

で指定した区域を除く。

関係図面は、島根県土木部建築住宅課、松江県土整備事務所及び東出雲町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

出雲都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

出雲市大社町杵築東、杵築南及び修理免

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課、出雲市都市建設部都市計画課及び出雲市大社支所

4 縦覧期間

平成23年1月7日から平成23年1月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）